

障害のある学生の支援に関する対応要領

(基本方針)

第1条 四天王寺大学、四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（令和6年5文科初第1788号）など（以下「法等」という。）に則り、障害のある学生の支援に関する基本方針を以下のとおり定める。

（1）障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取り組みを推進する。

（2）「障害の社会モデル」の考え方に基づき、障害のある学生が他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使できる環境を構築する。

（3）障害のある学生が本学における教育研究等に参加できるよう、その機会の確保に努める。

(目的)

第2条 この障害のある学生の支援に関する対応要領（以下「要領」という。）は、本学の障害のある学生の修学等の支援に関する規則及び法等並びに前条の基本方針に基づき、個々の業務を中心に、本学教職員等が適切に障害のある学生を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）この要領における「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。なお、障害学生には、本学に在籍中の学生のほかに、国内外の協定校等の学生や留学生、科目等履修生、聴講生、研究生、本学を受験する者、オープンカレッジの利用者等を含む。

（2）この要領における「社会的障壁」とは、障害のある学生にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。なお、「障害の社会モデル」とは、一般的に、障害のある者が日常生活や社会生活等で受ける様々な「制限」は、社会の側にある様々な障壁（社会的障壁）によって生じるものという考え方をいう。

（3）この要領における「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の者との平等を基礎として、全ての人の権利及び基本的自由を享有又は行使することを確保するために必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

（4）この要領における「建設的対話」とは、障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と本学及び教職員等が互いの現状を共有するなどし、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いをいう。

(5) この要領における「教職員等」とは、本学の教職員及び本学の業務活動に従事する者をいう。

(6) この要領における「紛争」とは、障害のある学生と教職員等及び本学との間で合理的配慮その他の支援内容等について、相互に要求と拒絶が行われているプロセスをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員等はその本来業務を行うに当たり、障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害がない学生に対しては付さない条件を付けることなどの不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生の権利利益を侵害してはならない。なお、障害のある学生の事実上の平等を促進又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の不当な差別的取扱いに該当するかどうかの判断は、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、障害のある学生個々の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益、本学の教育研究等業務の目的や内容等を考慮し、具体的な状況等に応じて客観的かつ総合的に判断するものとする。なお、正当な理由があると判断した場合は、当該学生に対して丁寧にその理由を説明し、理解を得るように努めなければならない。

(合理的配慮の実施)

第5条 教職員等は、その業務を行うに当たり、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う過重な負担がないときは合理的配慮を実施しなければならない。

2 前項の過重な負担に該当するかどうかの判断は、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、障害のある学生個々の事案ごとに、社会的障壁の除去による本学の業務への影響や実現可能性の程度、次の各号の要素等を考慮し、客観的かつ総合的に判断するものとする。

(1) 教育研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

(2) 実現可能性の程度（物理的・技術的・人的な制約、体制上の制約）

(3) 費用や負担の程度

3 教職員等は、障害のある学生の望む合理的配慮が実施できない場合や、実施が過重な負担に該当すると判断した場合は、当該学生に対して丁寧にその理由を説明し、理解を得るように努めなければならない。その際は、建設的対話を通じて相互理解を図り、当該学生の意向を十分に尊重した上で、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討しなければならない。

(紛争の防止)

第6条 教職員等は、各業務において、ステークホルダーとなる障害のある学生の権利を意識し、他の学生と同様の教育を受ける権利等を保障・確保する必要があることに留意し、柔軟な対応や建設的対話等により紛争の防止に努めなければならない。

2 障害のある学生から不当な差別的取扱いを受けているとの申し立てや、合理的配慮その他の支援内容等についての不服申し立てを受けて紛争が発生した場合の当事者となった教職員等は、た

だちに所属長や学生支援センター長等に報告しなければならない。

(紛争の解決)

第7条 紛争発生の報告を受けたとき、学生支援センター長や、紛争当事者の障害のある学生が所属する学部・学科・専攻・コースの長などの教員、その他学生支援センター長が指名する者（以下「センター長等」という。）は、紛争当事者の教職員等及び障害のある学生に事実確認や状況確認を行い、学長へ報告する。

2 学長は前項の報告を受けたとき、紛争解決のための委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は代替案の検討等による紛争解決策について協議し、学長へ報告する。

3 委員会は、学生支援センター長を委員長とし、委員長が指名する学部・学科・担任等の教員及び学生支援センターの副センター長及び課長等からなる委員若干名をもって構成する。なお、紛争当事者の教職員等を委員とすることはできない。また、紛争当事者が学生支援センター長である場合は、副学長を委員長とする。

4 委員会は必要に応じて学外の専門家を含む第三者に出席を求めたり、その意見を聴取したりすることなどができる。

5 第2項の紛争解決策の最終決定は学長が行う。なお、委員長に事故あるとき等は、副学長が職務を代行する。

6 前項で決定した紛争解決策は、紛争当事者の教職員等の所属長等が、紛争当事者の障害のある学生に、その内容を説明するものとする。

7 前項の説明で紛争が解決できない場合は、障害者差別解消法に基づく学外の相談・調停窓口に、紛争解決のための相談を行うものとする。

(懲戒処分等)

第8条 教職員等が障害のある学生に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、本学就業規則等の規則に則り懲戒処分等に付されることがある。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、その他障害のある学生の支援に必要な事項は別に定める。

第10条 この要領は学生支援課が所管する。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。